

## ① 厚生会の始まりからこれまで

厚生会は、1968年に退職教職員の医療給付を目的として設立されました。1970年には現職教職員の医療給付などを実施していた教職員互助会と統合し、公立学校共済組合の補完的役割を担うようになり、現職・退職会員事業の一体的な運営を始めました。

会員の皆さんの生涯にわたる生活を支援するため、療養補助金を始めとした給付事業や福祉・相談事業のほか、さまざまな事業を実施しています。

## 厚生会の主な事業

※掛金と退職会員加入一時金は「給付」と「福祉・相談事業」に使われています

|    | 現職会員事業  | 退職会員事業                                       |
|----|---|--|
| 給付 | 療養補助金(本人・家族)、結婚祝金、出産・育児手当金<br>傷病手当金(入院・療養)、災害見舞金、退職せん別金など                                   | 療養補助金(本人・登録配偶者)、入院見舞金<br>災害見舞金、弔慰金(本人・登録配偶者) |
| 福祉 | 施設利用補助、生涯生活設計講座、各種講習会・教室<br>親睦パーティ、入学祝品、職場復帰等助成など   | 施設利用補助、人間ドック補助、春・秋のつどい<br>祝品事業(長寿)、研修旅行など    |
| 相談 | 法律、税務、財産管理、生活設計、不動産登記、自動車事故、介護、医療など(面談・電話による無料相談)   |  |
| 信用 | 積立預金・定期預金、貸付  | 再任用定期預金、退職サポート貸付、遺言サポート                      |
| 保険 | 団体割引を適用 (例)自動車保険では大口団体割引約21% ※2020年12月1日～2021年11月30日の間に<br>始期日を有する契約に適用                     |  |
| 生活 | 新築・マンション購入、リフォーム、新車購入・車検・給油(割引や特典)<br>特約店(服やメガネ、スポーツ用品などの割引)、結婚式場・終身型シニア施設の紹介、共同購入(食品や雑貨)など |  |

会員同士が支え合い、みんなの力で助け合う「相互扶助」精神のもと、現職時から退職後も会員の皆さんに寄り添いながら、生涯にわたる生活をサポートし、安心をお届けすることが厚生会の使命です。

## 厚生会の理念や事業をマンガで紹介!



現職版

「なるほど学校厚生会」

をご覧ください



退職版

## 退職会員福祉コミュニティとは ～会員の会員による会員のための相互扶助活動～

退職会員の誰もが気軽につどい、交流できる場を提供し、会員の皆さんの参加・参画により「仲間づくり、健康づくり、生きがいづくり」を実現する会員主体の自主的・自発的な活動です。

厚生会は、この会員主体の自主的・自発的な活動を充実・発展させるため、会員の皆さんをサポートします。



## ② 新たな課題に対応し、給付・福祉事業を継続するために

後期高齢者の医療費2割負担や大規模災害への備えなど新たな課題に対応するため、現職・退職会員の代表と有識者で構成する「給付等検討委員会」を設置し、さまざまな視点から検討が重ねられ、理事長へ答申されました。

委員会の答申に基づき、新たな退職会員掛金(年会費)制度や給付・福祉事業の一部を見直すこととし、理事会(2021年3月)で承認されました。

将来にわたって持続可能な給付・福祉事業のために  
後期高齢者医療費2割負担による療養補助金総額の増加と大規模災害に備えて

### ③退職会員の掛金制度や現職・退職会員の給付金などを見直します

#### 主な改定内容

##### ◆退職会員対象

##### 退職会員掛金(年会費)制度

※現職会員・現職準会員・遺族会員の掛金制度は変更ありません

現行

定額制  
 会員のみ加入……………4,800円  
 配偶者を伴う加入………7,200円

改定後

**収支実績連動制の  
 掛金(年会費)**

〈改定時期〉 2022年4月1日(2022年10月口座振替分から)

##### ◆退職会員対象

##### 退職会員療養補助金の給付率

※現職会員療養補助金の給付率は変更ありません

現行

会員本人 …… 30%  
 配偶者 …… 20%

改定後

会員本人 **25%**  
 配偶者 **15%**

〈改定時期〉 2022年10月から2023年3月までのうち、国の制度改定が適用される月から

##### ◆現職会員対象

##### 退職会員加入一時金

※基本的に退職時の給付金(退職せん別金)からの差し引きにより納入

現職会員が退職会員に加入するとき(会員期間20年以上で55歳以上の場合)

現行

14,000円

改定後

**28,000円**

〈改定時期〉 2022年3月31日付け退職者から(2022年4月1日退職会員加入者から)

##### ◆現職会員・現職準会員・退職会員対象

##### 災害見舞金

現行

〈給付事由〉 住居や家財に損害

〈給付内容〉

- ▶ 住居および家財の20%以上の焼失または滅失  
 ……200,000円～30,000円
- ▶ 床上浸水…70,000円、30,000円

改定後

〈給付事由〉

**住居に損害**

〈給付内容〉

- ▶ 住居の20%以上の焼失・損壊・流失  
 (全壊～半壊)または床上浸水…**30,000円**
- ▶ 住居の10%以上20%未満の  
 焼失・損壊・流失(準半壊)…**10,000円** **新設**



〈改定時期〉 2021年10月1日事由発生分から

##### ◆全会員対象

##### 施設利用補助券

**「共通」で使えて便利になります**

| 区分           | 現職会員・現職準会員            |                                   | 退職会員・退職準会員・遺族会員 |                    |
|--------------|-----------------------|-----------------------------------|-----------------|--------------------|
|              | 現行                    | 改定後                               | 現行              | 改定後                |
| 指定宿泊施設       | 2,000円×2枚             | 施設(共通)<br>500円×13枚<br>(現職準会員は10枚) | 1,000円×3枚       | 施設(共通)<br>500円×11枚 |
| 家族レクリエーション施設 | 500円×5枚<br>(現職準会員は2枚) |                                   | 500円×5枚         |                    |
| ラッセホール宿泊     | 2,000円×1枚             |                                   | 2,000円×1枚       |                    |

〈改定時期〉 2022年5月1日利用分から

詳細は別紙「ふれあい号外」もあわせてご覧ください